

民生委員の証明
医師の診断書 **不要に**

65歳以上の所得税・住民税『障害者控除』認定 「要支援・要介護」の人は申請しやすくなりました!!

障害者手帳を持っていなくても「65歳以上で障害者に準ずる人」は、その障害の程度に応じて所得税・住民税の障害者控除を受けることができる制度がありますが、周知されていないため、ほとんど利用されていません。

これまで、市から障害者控除の認定を受けようとする場合には、申請時に「民生委員の証明」または「医師の診断書」が必要でしたが、その手続きが昨年末に改正され、広島市で要支援または要介護の認定を受けている人については、介護認定時の資料を利用して障害の程度を確認することになり、「民生委員の証明」「医師の診断書」が不要になりました。

●対象者

65歳以上の主に認知症・寝たきりの高齢者で所得税及び住民税の障害者控除を受けようとする人

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のある人は認定の必要はありません。ただし、前記の手帳の障害者控除区分が「障害者」で「特別障害者」の障害者控除対象者認定を受ける場合は認定が必要です。

●障害者控除認定の申請に必要なもの

・申請書(各区厚生部健康長寿課でもらえます)

要支援・要介護認定を受けていない場合は、民生委員の意見または医師の診断書が必要です。

●障害者控除認定をうけたら

・税務署で確定申告(所得税控除)する場合

確定申告書に認定書(コピーで良い場合あり)を添付して提出。確定申告した場合は、住民税徴収額の通知書に反映されるので、区役所への申告(住民税控除)は不要です。

確定申告期間 **2005年2月16日～3月15日**

・区役所に申告(住民税控除)する場合

詳しくは各区厚生部健康長寿課にお問い合わせください。

・勤務先で年末調整する場合

扶養控除等(異動)申告書に記載してください。

所得税と住民税がこんなに違います

モデルケース

父(70歳・特別障害者控除対象者)、夫(40歳・会社員)、妻(35歳・専業主婦)、子(16歳・高校生)、子(9歳・小学生)の5人家族の場合

夫の年収が4,228,000円だと

	障害者控除なし	障害者控除あり	
所得税	5,500円 (6,900円)	0円 (0円)	減税額は 27,800円 (33,300円)
住民税	26,300円 (30,400円)	4,000円 (4,000円)	

65歳以上の介護保険料
年間46,644円(第3段階)

夫の年収が6,000,000円だと

	障害者控除なし	障害者控除あり	
所得税	104,800円 (131,000円)	44,800円 (56,000円)	減税額は 82,500円 (101,500円)
住民税	79,200円 (92,500円)	56,700円 (66,000円)	

◎上表の金額は市当局が試算したものです。

◎カッコ内は定率減税が廃止された場合の金額です。

**党市議団が
周知徹底と申請簡素化を
繰り返し要望**

1970年の法改正で「65歳以上で障害者手帳のない人でも障害者に準ずる人」に障害者控除が適用されることになりました。

02年2月議会の村上あつ子議員の質問で、当時の市の要介護認定者約2万人のうち約6千人が控除対象と推定されるなか、制度利用者は20人ほどであることが明らかとなり、党市議団は周知徹底と申請の簡素化を粘り強く求めてきました。

●●●

2002年・2月議会 村上あつ子議員が厚生委員会で、「制度を周知しなかったのは市の怠慢」と追及。市は『保健・福祉の手引』への掲載や区役所窓口でのお知らせを検討すると答弁。

2002年・予算特別委員会 中森辰一議員が厚生関係の審議で、制度の周知徹底を要望。市は「ケアマネージャーからの周知を検討する」と答弁。

2002年・12月議会 皆川けいし議員が一般質問で、制度周知のために対象者に「お知らせ」の通知を出すよう提案。

2003年・9月議会 藤井とし子議員が一般質問で、「申請の簡素化については今後研究していきたい」との市答弁を引き出す。

天井知らず!! 介護保険料

来年4月から
5,447円

(577円アップ)

この4月から
4,870円

(983円アップ)

現在
3,887円

※金額は65歳以上の介護保険料(第3段階)

市「段階的に引き上げる」

市は、3年に一度の介護保険料見直しを1年前倒しし、65歳以上の基準月額(第3段階)をこの4月から983円引き上げること

を2月議会に提案する考えです。市は、03年度に基準額を3,004円から3,888円(政令市最高)に引き上げましたが、「要支援、要介護1の介護度の軽い認定者が急増し、現行計画を大幅に上回った」ため、このまま保険料を据え置けば06年度の見直しで急激な増額となるので、これを避けるための「段階的な引き上げ」と説明します。

法律に従って市が各区で実施した市民説明会では、「年金が削られ保険料も上がれば生活していけない」など、切実な声があがりました。

「サービスの利用が増えれば保険料も上がる」しくみとなっている今の制度自体が問題です。給付に対する国庫負担率を現状の4分の1から2分の1にするなど、抜本的な改革が求められます。

被爆者が保険料値上げの原因!?

市が、「被爆者は認定を受ける割合が高く、そのことが給付額を高める原因のひとつになっている」と説明したことに対し、説明会の参加者からは、「まるで被爆者が多いことが保険料値上げの原因のように聞こえる」との強い反発が起こりました。

この問題について市は、「これまでも、国に特別交付金を措置するよう要望している」と答えています。

現在の介護保険料 (第一号被保険者基準月額)

広島市	3,887円
京都市	3,866円
札幌市	3,790円
北九州市	3,750円
福岡市	3,586円
大阪市	3,580円
神戸市	3,445円
仙台市	3,417円
横浜市	3,265円
川崎市	3,213円
名古屋市	3,153円
千葉市	3,100円
さいたま市	3,092円

年金生活者にとって1,000円値上げは
1日分の絶食!

～市民説明会で出た主な意見～

7万円の国民年金から介護保険料、国保料、家賃、固定資産税、水道光熱費など支払って残りはせいぜい3～4万円。日割りにすれば1日の食費は1000円。1000円の値上げは1日絶食せよということ。財源不足だから値上げするというだけでは済まない。

保険料を払っている以上、利用したいと思うのは当然。事業者が増えれば利用者も増える。1割の負担金も要介護度が上がるほど重たいので、受けたくても金銭的に要介護1までしか受けられない。当初計画がいかにも市民に寄り添っていないかということだ。

国・県・市の介護に対する考えが甘く生活実態を把握していない。弱者を守るのが行政であり、足らなくなったからもっと払えというのは胸がつまる。

利用者が増えるのは良いことではないのか。サービス内容を豊かにするために財源を見直してほしい。

4月からの値上げを今頃市民に説明するのは市民をばかにしている。

説明会だけで市民の納得を得たと思ってもらっては困る。参加者の誰も納得していない。

他の自治体と比べて利用率が高いから値上げするというが、3年に1度の計画見直しは値上げすることが前提なのではないか。

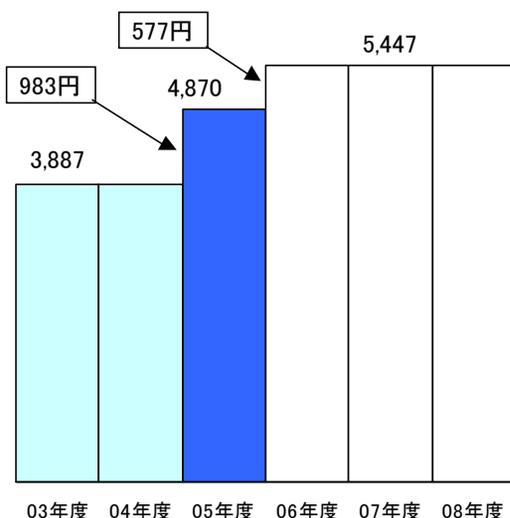
介護予防は保険でまかなうものだろうか。保険料は要介護者や介助者支援に使ってほしい。

被爆者の介護事業は別枠にしてもらうよう国に要望すべき。(市は制度開始時点から国に要望していると説明)

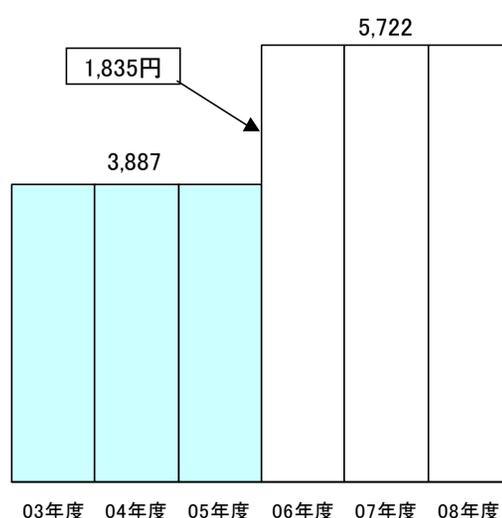
65歳以上の介護保険料(月額)の改定案

区分	対基準額比	現在	この4月から	値上げ額
第1段階	0.5	1,944円	2,435円	491円
第2段階	0.75	2,916円	3,652円	736円
第3段階(基準)	1.0	3,887円	4,870円	983円
第4段階	1.25	4,859円	6,087円	1,228円
第5段階	1.5	5,831円	7,304円	1,473円

05年度に保険料を値上げする場合



05年度に保険料を値上げしない場合



(市の説明資料より)